

第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画 (案) に対するご意見と市の対応

1 意見募集期間

令和5年11月22日から12月21日まで(30日間)

- 2 意見提出者数・件数 提出者数 1人
提出件数 8件

3 意見と市の考え方

反映の区分

- A：意見を反映し、案を修正する(した) 0件
 B：すでに案で対応している 4件
 C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく。 2件
 D：意見を反映できなかった(しない) 2件
 E：その他 0件

意見番号 計画案のページ	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映 区分
意見1 掲載ページなし	計画のいずれかのところで「高次脳機能障害(若年性認知症)のある障害者等に対する支援体制の充実」といった施策を位置づけて下さい。	計画案のP5で、計画の対象「障がい者の範囲」として、高次脳機能障がいのある人も、精神障がい者として計画の施策の対象としています。 また、若年性認知症については、明記しておりませんが、精神障がい者に含まれます。 記載については、計画案のとおりとさせていただきます。	B
意見2 P66 事業番号77 「自立訓練の充実」	八潮市内で「自立訓練・(機能訓練)」ができる体制を整備していくことについて計画に記してください。	自立訓練(機能訓練)の利用者数及び事業所数は、全国的に低い水準のまま推移しており、現在、国では、自立訓練(機能訓練)の課題を整理し、支給決定の更新の弾力化や提供主体の拡充などについて議論されています。 今後につきましても、こうし	D

		た動向も注視してまいります。 記載については、計画案のとおりとさせていただきます。	
意見3 P95 (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」という記載を「精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に直して下さい。	計画の対象「障がい者の範囲」において、発達障がい、高次脳機能障がいのある人も障がい者として施策の対象としております。 記載については、計画案のとおりとさせていただきます。	B
意見4 P96 (3) 地域生活支援の充実	「強度行動障がい者に対する支援体制の整備」とありますが、強度行動障害者だけでなく、高次脳機能障害(若年性認知症)も事業の対象であると記して下さい。	障がい福祉計画では、国の基本指針に基づき、定めることが示されている施策についての数値目標等を設定しております。 記載については、計画案のとおりとさせていただきます。	D
意見5 P97 (4) 福祉施設から一般就労への移行等	「就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用」について、中途障害である高次脳機能障害(若年性認知症)の方が利用できると思いますので、このような施策があることを明記して下さい。 また、休職中の障がい者の方が職場復帰を目指すため、就労系福祉サービスを利用する場合「休職中の障がい者が現在の企業で復職支援が困難であり、就労移行支援(または就労継続B型)を利用することで復職することが可能となると判断していることを企業が証明する書類」また「就労移行支援を利用することで復	高次脳機能障がいの方の就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用については、窓口で配布するサービスの案内などで周知するとともに、個別にご相談をいただく中で、情報提供してまいりますので、記載については、計画案のとおりとさせていただきます また、就労系障がい福祉サービスの休職期間中の利用については、国のQ&Aにおいて、休職者を雇用する企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることにより復職することが適切と判断していることを確認することが求められております。その確認においては、客観的な資料として、証明する書類を求めることが合理的であると考えて	C

	職することが可能となると判断していることを医師が証明する書類」の提出が求められると思いますが、それらを廃止するなど、手続きの簡略化についてもご検討下さい。	おります。	
意見6 P99 (5) 障がい児支援の提供体制の整備等	強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援について施策を記して下さい。	計画の対象「障がい者の範囲」において、高次脳機能障がいのある人も障がい者として施策の対象としており、P68の基本目標3「障がい児の健やかな育成を支援する体制の充実」に掲げる施策には、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する児童も含んでおります。 記載については、計画案のとおりとさせていただきます。	B
意見7 P100 (6) 相談支援体制の充実・強化等	「市内の介護保険事業所に対しても特定相談支援事業所の指定を促す」だけでなく、「高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対する相談体制の充実」として、介護保険関係者との連携や、以下のような事業を展開すると計画に記して下さい。 高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。 また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者	高次脳機能障がいのある人や若年性認知症の人や家族に対する相談体制としては、P53の基本方針2「保健・医療・福祉分野の連携体制の強化」に掲げる③「福祉サービスの充実」の施策において、介護保険関係者を含めた関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援の充実に努めることとしています。 また、各種障がい福祉サービスや相談窓口等の情報提供については、P89からP90の基本方針2「相談支援提供体制の充実・強化」で掲げる施策①「総合相談体制の充実」において、相談支援事業所や総合相談窓口等における相談体制の強化を図ることとしています。 さらに、講演会や研修の実施	B

	<p>等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。</p>	<p>については、P100の「基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数」として目標を設定し、市内事業者向けの研修会の開催を検討します。市の職員については、P101の「県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数」として参加人数の目標値を設定し、高次脳機能障がいなどの研修に積極的に受講し、資質の向上に取り組んでまいります。</p> <p>記載については、計画案のとおりとさせていただきます。</p>	
<p>意見8 P108、 P110、 P111</p>	<p>「生活介護」、「短期入所（福祉型、医療型）」、「共同生活援助」について、特に記載しないと、重度障害者と一括りにするとかをせず、高次脳機能障害（若年性認知症）の方の利用者数についても見込みを記して下さい。</p>	<p>高次脳機能障がいや若年性認知症の方の利用者数の見込みについては、まずは実人数の把握について検討してまいります。</p> <p>記載については、計画案のとおりとさせていただきます。</p>	<p>C</p>